

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式による随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

田原市長 山 下 政 良

1 応募に付する事項

- (1) 件 名 田原市立保育園給食弁当購入（単価契約）
- (2) 場 所 田原市地内
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 概 要

田原市立保育園が希望保育の実施日において利用児童を対象に給食の代替食として提供する弁当を購入する。

2 応募に必要な資格に関する事項

公告日の前日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 田原市内又は豊橋市内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、本事業に関する「営業許可証の交付」を受けている又は本事業について必要な「営業の届け出」を行っていること。

(3) 食品衛生法に基づく営業停止又は営業禁止処分を受けていないこと。

(4) 田原市令和6年度・令和7年度入札参加資格者名簿に登録がある場合、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 「田原市立保育園給食弁当購入（単価契約）仕様書」で定める業務について、十分な遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。

3 企画提案の実施方法等

「田原市立保育園給食弁当購入（単価契約）公募型低額プロポーザル実施要領」、「田原市立保育園給食弁当購入（単価契約）仕様書」及び「田原市立保育園給食弁当の購入に係る公募型低額プロポーザル評価基準」（以下「実施要領等」という。）のとおりとする。

4 実施要領等交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

(2) 交付時間

土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時30分まで

(3) 交付場所及び交付方法

実施要領等は、田原市ホームページで掲載するほか、田原市子育て支援課で交付するものとする。

5 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和8年2月24日（火）午後4時30分まで

(2) 提出方法

田原市子育て支援課へ持参又は郵送（配達証明付）により提出すること。なお、郵送する場合は、電話により提出の連絡をすること。

(3) 提案見積限度額

金1,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

提案見積額は、提案見積限度額を上限に提案を受け付ける。

6 優先交渉権者の選定方法

「田原市立保育園給食弁当の購入に係る公募型低額プロポーザル評価基準」のとおりとする。

7 特に定めた事項

前払金の支払については、行わないものとする。

8 契約保証金

免除とする。

9 問合せ先

こども健康部子育て支援課 電話0531-23-3513